

<目次>

第1章	はじめに	7
第2章	和解事例の紹介	10
I	損害項目別和解事例の整理	14
第1	避難指示に係る損害	16
1.	第1-A〔対象区域〕	16
2.	第1-B〔避難等対象者〕	18
3.	第1-C-1 検査費用（人）	19
4.	第1-C-2 避難費用	20
(1)	交通費	21
(2)	家財道具の移動費用	26
(3)	宿泊費用	28
(4)	生活費の増加費用	32
(5)	その他避難費用	41
5.	第1-C-3 一時立入費用	41
6.	第1-C-4 帰宅費用	47
7.	第1-C-5 生命・身体的損害	47
8.	第1-C-6 精神的損害	50
9.	第1-C-7 営業損害	64
10.	第1-C-8 就労不能等に伴う損害	70
11.	第1-C-9 検査費用（物）	76
12.	第1-C-10 財物価値の喪失又は減少等	76
第2	政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害	83
第3	政府等による農林水産物等の出荷制限に係る損害	84
第4	その他の政府指示等に係る損害	86
第5	いわゆる風評被害	87
1.	一般的基準	87
2.	農林漁業・食品産業の風評被害	88
3.	国内観光客向け観光業	92
(1)	営業損害	92
(2)	就労不能損害	93
4.	外国人観光客向け観光業	94
5.	製造業、サービス業等の風評被害	98

6.	輸出に係る風評被害	101
7.	その他風評被害	102
第6	いわゆる間接被害	106
第7	放射線被曝による損害	107
第8	被害者への各種給付金等と損害賠償金の調整	108
第9	自主的避難等に係る損害	109
1.	第9-A 対象区域又は対象者	109
2.	第9-B 損害項目	111
3.	第9-B-1 包括的賠償がなされた事案	113
4.	第9-B-2 避難費用（交通費、宿泊費等）	117
5.	第9-B-3 精神的損害	119
6.	第9-B-4 生活費の増加費用（家族別離に伴う交通費等）	122
7.	第9-B-5 就労不能損害	124
8.	第9-B-6 その他自主的避難等に係る損害	125
第10	その他	127
1.	除染費用	127
2.	弁護士費用	129
3.	仮払補償金又は既払賠償金の控除	131
4.	その他	141
II	和解事例一覧	143
III	和解事例索引	275
第3章	東京電力による損害賠償の状況等	278
第4章	原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介申立ての傾向	296

用 語 集

用語	定義・意味
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)
紛争審査会	文部科学省・原子力損害賠償紛争審査会
ADR センター	文部科学省・原子力損害賠償紛争解決センター
中間指針	紛争審査会が平成23年8月5日に策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」
中間指針追補	紛争審査会が平成23年12月6日に策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」
中間指針第二次追補	紛争審査会が平成24年3月16日に策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」
中間指針第三次追補	紛争審査会が平成25年1月30日に策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）」
総括基準	ADR センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する項目の取扱いについて、ADR センター総括委員会が策定した総括基準
ADR 手続	ADR センターにおける和解の仲介手続
東京電力	東京電力株式会社
本件事故	平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故
仮払補償金	東京電力が被害者に支払った「避難による損害への仮払補償金」、「避難等による損害への追加仮払金補償金」、「中小企業の方々への仮払補償金」及び「農林業者の方々に対する仮払補償金」
既払賠償金	対象となった和解契約締結以前に、東京電力が直接請求

	<p>手続における合意又は ADR 手続における和解に基づき、被害者に支払った賠償金</p>
直接請求	<p>被害者が東京電力に対して、ADR 手続等の第三者の介在する手続によらずに、東京電力作成の書式を用いること等により原子力損害を請求すること（仮払補償金の申請を除く。）</p>
直接請求手続	<p>直接請求に係る手続</p>
震災	<p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による一連の災害</p>
和解対象期間	<p>和解契約に基づく賠償の対象となった期間</p>
本和解契約	<p>記載の対象となっている和解契約</p>
申立人	<p>ADR 手続を申し立てた被害者</p>
避難等対象区域	<p>避難区域、屋内退避区域、計画的避難準備区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点及び地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域をいう。</p>
避難区域	<p>政府が原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 k m 圏内（平成 23 年 4 月 22 日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径 10 k m 圏内（同年 4 月 21 日には、半径 8 k m 圏内に縮小。）</p>
屋内退避区域	<p>政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 k m 以上 30 k m 圏内</p>
計画的避難区域	<p>政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 k m 以遠の周辺地域のうち、本件事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのある区域であり、概ね 1 か月程度の間、同区域外に計画的に</p>

	避難することが求められる区域
緊急時避難準備区域	政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 km 以上 30 km 圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域
特定避難勧奨地点	政府が、住居単位で設定し、その住民に対して注意喚起、自主避難の支援・促進を行う地点 計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない本件事故発生から 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点
地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域	南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難を要請した区域（避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を除く。） 南相馬市は同市内に居住する住民に対して一時避難を要請したが、このうち同市全域から避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を除いた区域
基準年度	営業損害の算定にあたり、本件事故が発生しなかったと仮定した場合の本件事故以降の売上・経費等を算出するために参考とする平成 22 年度以前の年度
粗利益	売上高から売上原価を控除した金額
貢献利益	粗利益に売上原価中の固定費を加算し、販売費及び一般管理費中の変動費を控除した金額
貢献利益率	貢献利益を売上高で除した割合
減収率	基準年度の同期間における売上高と和解対象期間における売上高の差額を、基準年度の同期間における売上高で

	除した割合
東京電力福島第一原発	東京電力株式会社福島第一原子力発電所